

野村小学校の保護者や地域の代表者と教育委員会との間で、今後の野村小学校のあり方等について話し合うための「地域懇談会」が設置され、第1回懇談会が開催されました。その概要を学区内にお住まいの皆様にお知らせします。

第1回 地域懇談会

日時：平成21年10月21日（水）19時から
場所：野村小学校 体育館

「議事内容」

1. 地域懇談会の規約について
2. 第1回地域懇談会
 - (1) 地域懇談会の進め方について
 - (2) 「確かな学力」について



1. 地域懇談会の規約について

7月17日の準備会で教育委員会から規約の案が出されました。その後、保護者や地域の代表者の意見を踏まえて修正したものが、第1回地域懇談会で正式な規約となりました（規約の内容は別紙のとおり）。

2. (1) 地域懇談会の進め方について

今後、地域懇談会で意見交換を進めていくのにあたり、教育委員会が考えている進め方や内容について説明があり、協議が行われました。

野村小学校地域懇談会の進め方（教育委員会の想定案）	
第1回	<p><u>「これまでの経緯」</u></p> <p>① 「基本方針」「実施方針」の概要・考え方 ② 「確かな学力」の補足説明について（「確かな学力育成プラン」より）</p>
第2回	<p><u>「今学校で求められている教育内容」</u></p> <p>① これからの子供に身に付けさせるべき力について ⇒ 今後、子供たちが直面する社会の状況 ⇒ 「学習指導要領」で求めている学力の内容 特に今求められている「言語活動の充実」や課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の総称としての「応用力」などの紹介 ② そうした力を育むために必要な教育環境（学習集団）について ⇒ 幅広い形態の学習集団の必要性</p>
第3回 第4回	<p><u>「一定規模確保の必要性」</u></p> <p>① 学力の観点から見た必要性（「確かな学力」との関連） ⇒ 少人数指導と集団（多人数）での「学びあい」の必要性 ② 実現すべき教育環境 ⇒ 教育活動、人間関係、学校運営 ③ 一定規模確保の必要性 ④ 野村小学校の児童数、学級数及び将来推計や学区の状況 ⑤ 校長経験者からの経験談</p>
第5回	<p><u>「統合に向けた教育委員会の考え方及び他都市の状況」</u></p> <p>① 他都市の統合事例（児童生徒の反応に関するアンケート等）の紹介 ② その他（事前の交流事業、教員の人事上の配慮、スクール・カウンセラーの配置等）</p>
第6回 以降	<p><u>「地域コミュニティと学校の役割」</u></p> <p>○ 他都市の事例紹介など</p>

【意見交換の主な内容】

地域委員（＝保護者や地域の代表者）の方からは、

「地域コミュニティと学校の役割」の項目を最初にすべきではないか。

という意見が出され、それに対して、主に次のような意見がありました。

- ・まずは学校に求められる教育内容についての説明を聞き、最後に地域コミュニティとの関係を議論した方が「統合はできない」という結論にスムーズに結びつくのではないか。
- ・第1回、第2回は教育委員会からの説明を聞き、3回目以降に本格的な議論に入るという案のようなので、地域コミュニティも含めて第3回以降に議論してはどうか。

これらを踏まえ教育委員会からは、

第3回、第4回以降は色々意見等があると思いますので、第1回、第2回については、進行案のとおりとし、第3回以降の進め方については、第2回が終わった時点で改めて地域委員の皆さんに判断していただくということではどうでしょうか。

との提案があり、特に反対の意見がなかったことから、そのように進めることになりました。

地域懇談会の進め方に関する確認事項

- 第1回及び第2回までは、教育委員会からの提案どおりの内容で進める。
- 第3回からの内容は、第2回終了後、改めて協議のうえ決定する。

このほか、次のような質疑がありました。

地域委員：突然「確かな学力育成室」が教育委員会側に参加しているが、それはどういう意味か。

教育委員会：まずは今年度から取組みを始めた「確かな学力」の内容とそれを身に付けさせるために求められる教育環境について説明をさせていただき、さらに「そのためには一定規模が必要」ということを理解していただくために、1、2回目のテーマに入れたいと考えています。当然のことながら、地域コミュニティと学校の役割とは切り離せないものであることは私達も重々承知しておりますが、まずは一定規模の必要性について説明したいと考え、第1回、第2回のテーマとして提案しております。

地域委員：仙台市標準学力検査の結果では、野村小は概ね良好な成績であったと考えている。良い成績を出している学校を統合しなければならない理由はどういうものか。

教育委員会：学力検査等の結果は教育委員会でも把握しておりますが、より一層の学力向上ということから、第1回、第2回で「確かな学力」の内容も含めた「今学校で求められている教育内容」についての説明を聞いていただき、その上で意見交換をしたいと考えております。

2.(2)「確かな学力」について

今後の話し合いの中で、地域委員の皆さんと教育委員会との間で同じ認識を持つておく必要がある「学力」の内容について、今、教育委員会が子供たちに身に付けさせようとしている学力とはどのようなものなのか、また、それが必要とされる背景に、どのようなことがあるのかなどについて、次のような説明がありました。

①「確かな学力」の必要性

社会・経済が急激に変化している現在、「これから社会に出ていく子供たちが身に付けるべき力」が改めて問われています。情報量が拡大してきている社会の中で、子供たちが大人になったときに必要となるのは、あくまでも基礎的な力をもとにしながらも、必要な情報を自分で選び出し、それを分析し、適切に判断できる力やまわりの人々と協力して問題を解決できる力が大切です。



変化の激しい社会・経済

- インターネットによる情報流通量の飛躍的拡大
⇒ 情報は持っているのが当たり前になり、それをどう活用し、分析するかが重要に
- 規制緩和の進行と消費者の選択肢の拡大
⇒ 一人一人の、論理的な思考力、判断力がより重要に
- 国際競争の激化、IT 技術等の科学技術の急速な発展
⇒ 研究開発能力の向上、新しい技術や知識の習得が常に必要に

【社会の変化と必要な能力】

仕事上及び日常生活上、実社会で、「応用力(思考力・判断力・表現力等)」がより重要に

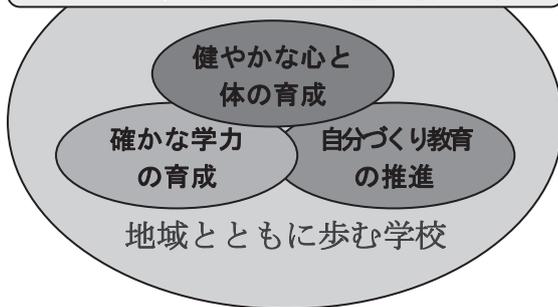
「応用力」を支える基礎的知識や高い学習意欲も欠かせない。

② 学校教育で目指すもの(社会的自立)

教育委員会では、「健やかな心と体の育成」「確かな学力の育成」「自分づくり教育の推進」の3つを掲げ、子供たちが将来、社会の中でしっかりと自立していくために必要な力を育てていくことを目標としています。

社会的自立

個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として社会の一員として生きる基盤を育てる

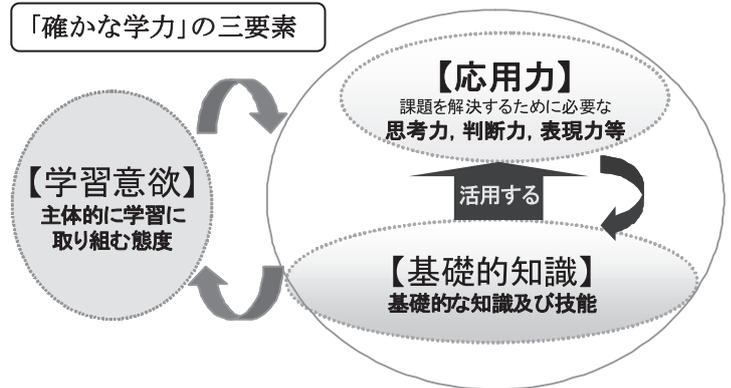


③ 「確かな学力」の育成

②の図にある「確かな学力」を育てるためには、まずは基礎的な知識を身に付けさせることに力を入れ、その上でそれらの知識を活用して、様々な日常の課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の応用力を育てていくことが大切です。

さらに子供たちが自ら進んで学習に取り組む「学習意欲」を育むことが重要で、これらのことを通して、「確かな学力」の育成を目指しています。

「確かな学力」の三要素



【意見交換の主な内容】

地域委員：教育委員会が考える「確かな学力」の基準やレベルといったものはあるのか。

教育委員会：内容としては先ほど説明したとおり、まずは「読み・書き・計算」で始まる「基礎的知識」をしっかり身に付け、さらにそれを使いこなすという部分が「応用力」ということになります。将来、様々に変化していく社会の中で、初めて体験する課題に直面した時に、それまでの体験や蓄えてきた知識を活用して切り拓く力が重要と考えます。また、こうした力を育むためには「学習意欲」も非常に大事です。

「基準」につきましては、国の「学習指導要領」があり、それを基本に教育活動を進めています。「学力」の捉え方は私たちが子供だった頃に比べると大分変わってきています。社会が変化していますので、それに対応できる子供たちを育てていかななくてはならないと考えています。

地域委員：「応用力」や「基礎的知識」を身に付けさせるにしても、子供たち一人一人の性格や個性に応じた指導が必要なのではないか。その意味では野村小の学級編制はそれができているのではないか。現状でも野村小の子供たちには、教育委員会が説明するような力は身に付いていると思う。

地域委員：これまでは「地域で子供を育てて下さい」ということだったと思うが、今回の説明では、「学校教育こそが子育てにつながる」という方針転換のように聞こえた。それを地域の教育力が残る野村地区に当てはめようとするのは少し無理があると思う。

教育委員会：地域なくして学校は成り立たず、また、学校は勉強だけ教えるという時代でもありません。教育委員会でも、地域のボランティアの方と学校を結ぶ「学校支援地域本部事業」という学校・地域・保護者が一体となった取組みを進めており、地域総ぐるみで子供たちを育てていくことは非常に大切であると考えています。

地域委員：「確かな学力」と野村小の統廃合の関係がよく分からない。今日の説明は市全体の話か、野村小だけの問題か。他にももっと小さい学校があるのに、野村小だけ問題にするのはおかしい。また、マスコミ報道の前に教育委員会から話があるべきではなかったか。

「確かな学力」の話は、市内全ての保護者に説明すべきであり、野村だけにするのはおかしい。野村小の児童数は将来何人になっているか親として心配がない訳ではないが、昔からこの地域の児童数は限られているのだから、泉区の中でバランスを考えて方針をもう一度考え直すべきではないか。

地域委員：この説明はあくまでも「確かな学力」の補足説明であって、野村小の話ではないと思う。これから色々と教育委員会からの説明を聞いた上で、「では野村は」といった議論になっていくのではないか。

教育委員会：今の発言のとおり、「確かな学力」に関する説明は、今回と次回に分けましたが、次回はその「確かな学力」を子供たちに身に付けさせていくためにはどういった教育環境がよいのかという部分を説明したいと思います。その際、一定規模確保の必要性との関係もお話しする予定ですので、本日指摘のあったことも含めて意見交換させていただきたいと思います。

地域委員：「確かな学力」の要素の中に「学習意欲」があるが、まず子供たちに自覚させ、やる気を起こさせるのが先決である。教育委員会が説明したようになれば一番良いのだろうが、そこまでにするにはどうしたらよいのか、次回で結構なので専門の方から説明を聞きたい。

地域委員：今日は貴重な意見が出ている。第1回、第2回の説明を聞いた後、今日の意見と重複してもいいから、もう一度そうした意見を出してもらい、その時点で意見交換をした方が良いと思う。その点について確認しておきたい。

地域委員：本来であれば、個々人の発達の段階に応じて学習するのが理想であり、その意味では、大人数の学級よりも少人数の学級の方が望ましいのではないか。その部分も踏まえて話し合いを進めてほしい。

地域委員：少人数学級の方が望ましい教育だと思うが、小規模校と大規模校の両方のために統合等をするのならば、その部分の説明を詳しく聞きたい。小規模校が何故駄目なのか。今以上の規模の方が学習環境としてより望ましいというだけの話であろう。駄目でないのであれば、このままでもよいのではないか。

次回は「確かな学力」の内容も含めて、今学校で求められている教育内容とそのための教育環境などについて、引き続き教育委員会から説明をいたします。



【第2回地域懇談会の開催日程】

日時：平成22年2月3日（水）19時から
場所：野村小学校 体育館

※ 保護者、地域関係者の方は、地域懇談会を傍聴することができます。

「野村小学校の一定規模確保に関する地域懇談会」では、地域にお住まいの皆様からのご意見をいただいております。FAX、電子メール等にて事務局までご連絡ください。

地域懇談会事務局（仙台市教育委員会事務局 学校規模適正化推進室）

電話 214-8432 FAX 264-4428 Eメール kyo019031@city.sendai.jp

仙台市教育委員会の基本方針等、市立小・中学校の一定規模確保に向けた取組みの内容については、ホームページでもご覧いただけます。⇒ <http://www.city.sendai.jp/kyouiku/tekiseika/index.html>

野村小学校の一定規模確保に関する地域懇談会規約

(設置・趣旨)

第1条 仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた実施方針に基づき、次の各号に掲げる項目について、保護者及び地域関係者と仙台市教育委員会の間で協議を行い、野村小学校の存続、統合について判断するために、野村小学校の一定規模確保に関する地域懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

- (1) 野村小学校の教育環境について
- (2) 地域コミュニティと学校の役割について
- (3) その他、懇談会が必要と認める事項について

(協議期間等)

第2条 懇談会は、前条の各号に掲げる事項について、平成22年度末を目途に、必要かつ十分な協議を尽くすものとする。

2 懇談会は、前項における協議の内容を十分に踏まえ、協議を継続すること又は一定の結論を出した上で協議を終了することについて判断するものとする。

(構成)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる委員（以下「地域委員」という。）と仙台市教育委員会をもって構成する。

- (1) 野村小学校の保護者会の代表（12名）
- (2) 野村町内会、上谷刈西部町内会の代表（5名）
- (3) その他、地域・学校に関連する主要な団体の関係者（8名）

(幹事)

第4条 懇談会に、幹事（2名）を置く。

- 2 幹事は、地域委員の互選により選出する。
- 3 幹事は、懇談会の運営に関する調整等を行う。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局（以下「事務局」という。）は、仙台市教育委員会事務局総務企画部学校規模適正化推進室が行う。

(会議)

第6条 懇談会は、地域委員の過半数が出席し、かつ仙台市教育委員会の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 会議の進行は、事務局で行う。
- 3 懇談会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に協力を求めることができる。
- 4 会議は、1回当たり概ね2時間程度で行うものとする。

(会議の傍聴等)

第7条 懇談会は、野村小学校の保護者及び地域関係者を除き、原則として傍聴することができない。
ただし、出席した地域委員の過半数が必要と認める場合はこの限りではない。

(会議開催の周知等)

第8条 会議の開催日時等の決定及び地域委員への周知は、幹事等と調整のうえ決定し、事務局より通知する。

(議事概要の公開等)

第9条 議事の概要等については、広報紙を作成し、保護者や地域住民に適宜情報を提供する。
2 前項の広報紙は仙台市教育委員会ホームページにも掲載し、情報の公開に努める。

(部会の設置)

第10条 懇談会は、懇談会が指定した事項について調査等を行うため、部会を設置することができる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、地域委員と仙台市教育委員会とで協議のうえ別に定める。

附 則

この規約は、平成21年10月21日から施行する。